

志津南学区スポーツ振興委員会会則

令和5年4月2日

令和5年度 志津南学区スポーツ振興委員会

第1条 (名称及び事務局)

本会は志津南学区スポーツ振興委員会(以下、本会という)といい、本会の事務局は志津南まちづくりセンターにおく。

第2条 (目的)

本会は、以下のことを目的とする。

- (1) 志津南学区(以下、本学区という)の住民が安全かつ公正な環境の下で各々の関心、適性に応じて日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会を確保すること。
- (2) スポーツを通じて、本学区住民の体力の向上、人格の形成、心身の健康の保持増進を図り、地域社会の一体感や活力を醸成すること。

第3条 (組織)

本会は、第5条の委員で組織する。

第4条 (事業)

本会は、第2条の目的のため、次の事業を行う。

- (1) 各種スポーツ大会の企画運営
- (2) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第5条 (委員)

本会は本会の活動推進のために委員をおく。

2. 委員の選出は次のとおりとする。その任期は1年とし、再任を妨げない。

- (1) 学区内の各町内から選出されたスポーツ推進委員(体育振興委員)。
- (2) 学区内のスポーツ推進委員および協力員(本会経験者および協力者)。

第6条 (役員)

本会に次の役員をおく。

委員長	1名
副委員長	1名
事務局長	1名
事務局次長	1名
事務局員	若干名
会計	1名
事業部長	各事業部1名
役員経験者	若干名

2. 本会の役員は、委員の互選により選任し、第10条の総会で承認を得た者とする。その任期は1年とし、再任を妨げない。但し、委員長の任期は3年を限度とする。

第7条 (役員の仕事)

委員長は本会を代表し会務を統括する。

2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長が職務を遂行できない時はその職務を代行する。
3. 事務局長及び事務局次長は本会の一切の庶務を行う。
4. 会計は本会の会計事務を行う。
5. 事業部長は第8条の事業部会を代表し、当該会務を統括する。
6. 第9条の顧問は委員長の諮問役として、委員長の会務の計画や遂行のための支援を行なう。

第8条 (事業部会)

本会の会務執行のため、必要に応じて事業部会を設置する。

2. 各事業部会の事業部長は、当該部会の進行を務める。
3. 各部会は、事業の計画に基づいて検討し、執行する。なお、執行にあたる事業については、第10条の委員会の決議で決定する。

第9条 (顧問)

顧問は第10条の役員会で選任し、総会で承認を得た者とする。また、その任期は役員に準じる。

第10条（会議）

本会の会議は総会、委員会、役員会、および事業部会とする。

2. 総会は本会の全委員で構成し、年一回開催する。臨時総会は必要に応じて、委員長が招集する。
3. 総会において協議または議決する事項は次のとおりとする。
 - (1) 役員を選出に關すること。
 - (2) 会則の改廢に關すること。
 - (3) 事業計画及び報告に關すること。
 - (4) 予算及び決算に關すること。
 - (5) その他本会の運営に關すること。
4. 委員会と役員会は委員長が招集する。
5. 委員会は本会の全委員で構成し、協議または議決する事項は次のとおりとする。
 - (1) 総会に付議する事項に關すること。
 - (2) 第4条に規定する事業の執行に關すること。
6. 役員会は委員長、副委員長、事務局長、事務局次長、会計、事業部長で構成し、協議事項は本会の事業、運営に關することとする。
7. 事業部会は必要に応じて事業部長が招集する。
8. 事業部会は事業部長、スポーツ推進委員、各町スポーツ振興委員（体育振興委員）、及び協力員で構成し、協議事項は各部会事業の開催計画と執行に關することとする。
9. 本会の会議は、各々構成員の過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数によって議決される。

第11条（経費）

本会の経費はまちづくり協議会活動費によってまかなう。

第12条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(施行細則)

本会則の施行について必要な細則は委員会が定める。

付則

本会則は令和 5年4月2日から施行する。